

1 東御市男女共同参画推進基本計画とは

「東御市男女共同参画推進基本計画」は家庭、地域、職場、教育の場等の社会のあらゆる場において、だれもが協力して男女共同参画を推進するための、「東御市男女共同参画推進条例」の制定を受け、今後東御市が取り組むべき目標と施策を明らかにするため平成 24 年に策定し、その後、平成 29 年度に後期計画の策定を行いました。

2 根拠法令

東御市男女共同参画推進条例第 11 条の規定により、定めるものとされています。

第 11 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な計画を定めるものとする。

3 見直しの概要

- (1) この第 2 次基本計画は、令和 3 年 2 月 1 日～令和 3 年 2 月 24 日に実施した「東御市男女共同参画社会に関する市民意識調査」、「東御市男女共同参画に関する事業所調査」の結果を勘案して計画の見直しを行い、策定します。
- (2) この第 2 次基本計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」(2021～2025)や、県の「第 5 次長野県男女共同参画計画」(2021～2025)、また、市の「第 2 次東御市総合計画」(2014～2023)との整合を図り策定します。

4 主な改正内容

- (1) 第 2 次基本計画では、基本計画策定後の社会情勢の変化を踏まえ、次の新たな視点を加え、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、これまでの常識が大きく変わろうとする中、ニューノーマル時代に向けた働き方や暮らし方などの変革、ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・SDGs の理念を踏まえた、ジェンダー平等の視点の浸透
 - ・年齢・性別・国籍・障がいの有無等の様々な属性の人々が個性と能力を発揮して活躍するため、ダイバーシティ（多様性）の視点の取り込み
- (2) 昨年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」及び「男女共同参画社会に関する事業所調査」の分析結果を踏まえ、反映します。
- (3) 庁内の関係部署と連携し、該当する箇所の内容を現状に合うものとします。

5 スケジュール(予定)

11 月 9 日 (火)	定例庁議で審議
11 月 26 日 (金)	第 2 回東御市男女共同参画審議会へ諮問
12 月 3 日 (金)	東御市議会 12 月定例会全員協議会で説明
12 月 14 日 (火) ～令和 4 年 1 月 13 日 (木)	パブリックコメントの実施
2 月	第 3 回男女共同参画審議会 答申
2 月下旬	決定
3 月	「第 2 次東御市男女共同参画推進基本計画」の配布

基本計画の基本目標

この第 2 次基本計画は、東御市男女共同参画推進条例第 3 条に定める基本理念に基づき、以下に掲げる 8 つの基本目標を定めます。この基本目標については、更に具体的目標と、その目標に沿った施策の方向を定め、その目標に沿った施策の方向を決定しました。

また「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえた取り組みを進めるほか、ニューノーマル時代に向けた変革とワーク・ライフ・バランスの推進、SDGs の理念を踏まえたジェンダー平等の視点、様々な属性の人々が活躍するための多様性の視点を、新たな施策の方向として重点的に加えることとしました。

《基本目標 1 両性の尊重と性差別の根絶》

人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成を促進し、性差別を許さない環境づくりと男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

《基本目標 2 男女共同参画を促進するための制度の見直しと改善》【女性活躍推進法】

男女共同参画社会の実現を阻害している社会制度や慣行を見直し、その改善とワーク・ライフ・バランスの推進に努めるとともに、SDGs の理念を踏まえた、ジェンダー平等の視点を浸透させます。

《基本目標 3 学習会等の充実》

男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、学習会や講座等を開催し、男女共同参画意識の啓発に努めます。

《基本目標 4 家庭における理解と協力》【女性活躍推進法】

家庭における男女の役割分担意識を是正し、男女が理解し協力し合う家庭生活の実現を目指します。

《基本目標 5 女性の社会参画の促進》【女性活躍推進法】

市やその他社会のあらゆる場において、男女が共同して方針の立案や決定に携われるよう、女性の社会参画を促進します。

《基本目標 6 家庭生活と社会活動等が両立するための支援》

女性が家庭生活と社会活動等を両立できるよう、保育サービスや介護サービスを充実するとともに、それをサポートする地域社会の実現を図ります。

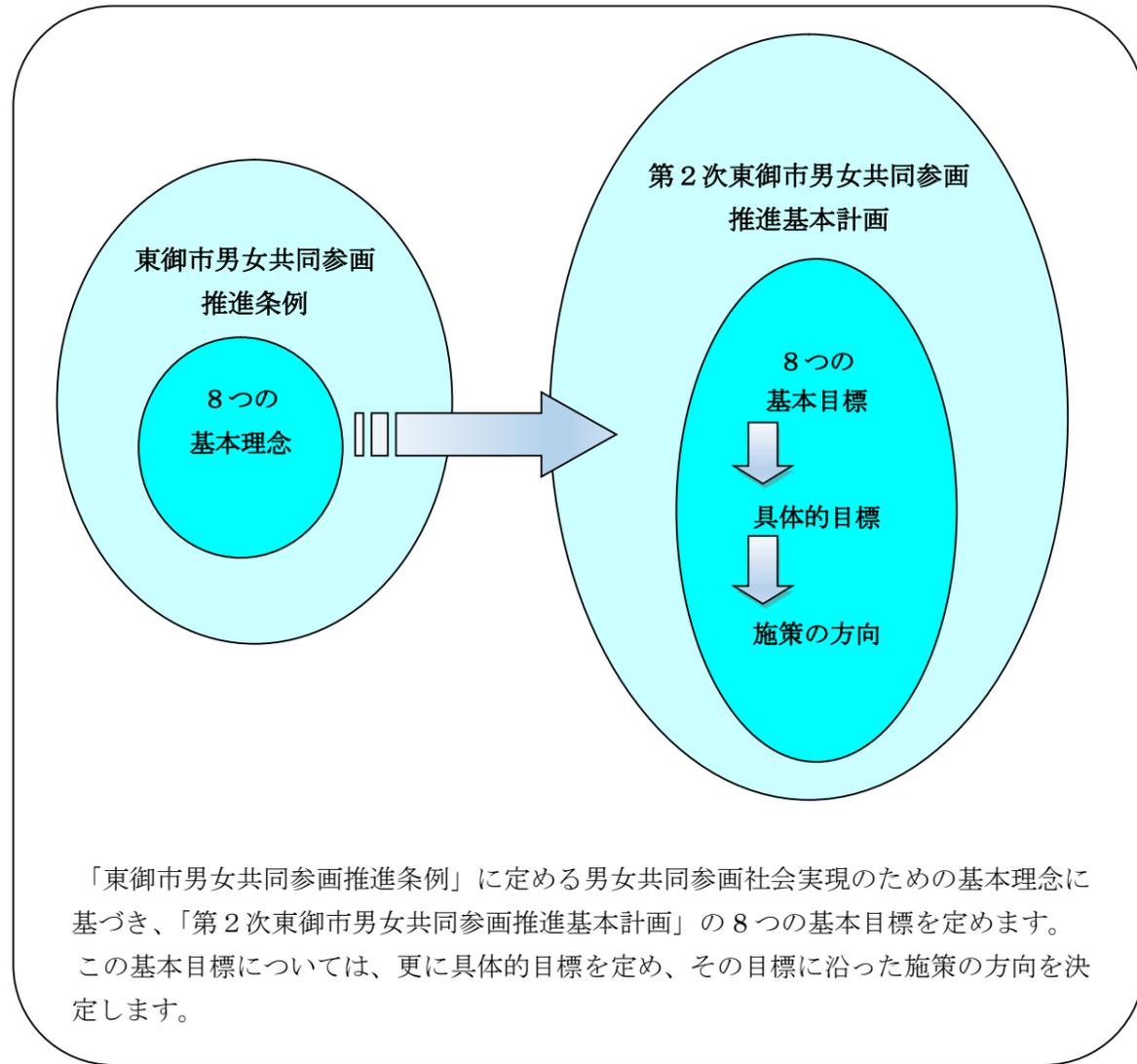
《基本目標 7 母性の保護と市民の健康の増進》

女性が安心して妊娠・出産・育児ができるよう母性尊重の意識を啓発し、母子保健の充実を図ります。また、市民が、生涯を通じ健康でこころ豊かに過ごせるように、健康づくりを支援する施策の推進と、困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重を推進します。

《基本目標 8 国際社会の動向の理解と協調》

男女共同参画社会の実現に向けて、国際的な視野に立った取り組みをし、諸外国との協調を図ります。

条例の基本理念と基本計画の基本目標の関係



3 基本計画の評価指標

以下の評価指標により計画の推進状況を把握し、施策に反映します。

基本目標	評価指標	内容	基本計画策定時 (H23)	後期計画策定時 (H28)	現状 (R3)	目標値 (R8)
1	性差別の根絶	女性に対する差別・偏見があると思う人の割合	49.0% (H21 人権と暮らしについての意識調査)	60.7% (H26 人権と暮らしについての意識調査)	61.6% (R1 人権と暮らしについての意識調査)	25%
	暴力の根絶	D V被害を受けた人の割合	15.2% (H21 市民意識調査)	12.3% (H28 市民意識調査)	10.4% (R3 市民意識調査)	0%
2	社会制度や慣習の見直しの推進	生活を営む上で男女の社会的立場は平等だと感じる人の割合	12.5% (H21 市民意識調査)	13.1% (H28 市民意識調査)	13.0% (R3 市民意識調査)	25%

基本目標	評価指標	内容	基本計画策定時 (H23)	後期計画策定時 (H28)	現状 (R3)	目標値 (R8)
3	男女共同参画意識の啓発	東御市男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合		30.3% (H28 市民意識調査)	38.2% (R3 市民意識調査)	80%
	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の学習会等へ参加したことがある人の割合		14.6% (H28 市民意識調査)	17.9% (R3 市民意識調査)	25%
4	性別による固定的な役割分担の意識度	「男は仕事、女は家庭」という意識を持つ人の割合	38.7% (H21 市民意識調査)	29.2% (H28 市民意識調査)	21.1% (R3 市民意識調査)	<u>10%*</u> (R3 目標値 25%)
	家庭生活における理解と協力の促進	家庭内の大事なことはよく話し合っている人の割合	52.8% (H21 市民意識調査)	48.2% (H28 市民意識調査)	-	75%
	ワーク・ライフ・バランスの認知度	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合		29.1% (H28 市民意識調査)	63.0% (R3 市民意識調査)	<u>80%*</u> (R3 目標値 60%)
5	審議会等への女性の参画の促進	市の審議会等の委員に占める女性委員の割合	27.8% (H23)	28.6% (H28)	30.9% (R3)	40%
	地域役員への女性の参画促進	区三役、協議委員、公民館長の女性の割合	11.3% (H23)	13.2% (H28)	14.5% (R3)	20%
6	家庭生活と社会活動等の両立支援	子育て支援、介護サービス施策の認知度		63.1% (H28 市民意識調査)	-	80%
7	健康づくり支援の推進	特定健診受診率	36.7% (H21)	44.0% (H26)	40.8% (R2)	50%以上
8	国際社会の動向の理解の促進	男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較に関心のある人の割合		29.8% (H28 市民意識調査)	38.2% (R3 市民意識調査)	<u>50%*</u> (R3 目標値 30%)

※目標値 (R 8) の設定について

現状 (令和3年度) で目標値を達成している3項目 (基本目標4の『「男は仕事、女は家庭」という意識を持つ人の割合』、『ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合』、基本目標8の『男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較に関心のある人の割合』) は、計画策定時からの推移を勘案し、計画最終年度 (令和8年度) に向け新たな目標値 (*印) を設定しました。

それ以外の項目は、後期計画での目標値と同じ値とし、引き続き推進を図ることとしました。